

警察権限の不当な拡大は、人権を危うくする

代用監獄（警察留置場）制度は、本来、司法官憲が行うべき被疑者・被告人の身柄拘束に関する業務を捜査機関である警察にゆだねるものです。警察権限の不当な拡大です。

今日、ビラ配布に対する警察の不当逮捕事件など国民の表現活動に対する弾圧が頻発しています。改憲に反対する国民運動を規制しようとする国民投票法案や、住民運動なども広く犯罪の対象とされかねない共謀罪法案など、警察による弾圧を拡大する危険のある法律も作られようとしています。

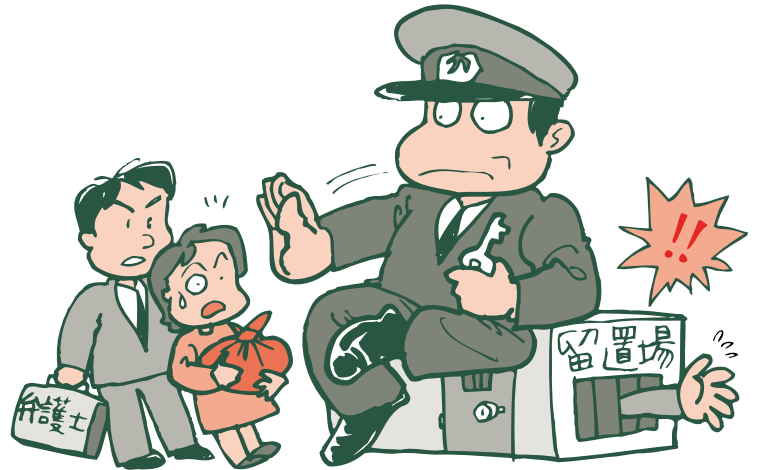
警察権限の不当な拡大は、治安維持の名の下に、人権が侵害された「横浜事件」を現代に甦らせるものです。



代用監獄って知っていますか？ 警察が自白を強要する制度です

今国会に上程された監獄法「改正」案（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の改正案）には、警察留置場を留置施設として存続させることが盛り込まれています。

明治41（1908）年に旧監獄法が施行されたときでさえ、拘置所建設が間に合うまでの「代用」の施設とされた警察留置場を、正式な施設として認めることは歴史に逆行するもので、容認できません。被疑者・被告人の人権を侵害し、数々のえん罪の温床となっている代用監獄の恒久化に断固反対しましょう。



全労連・自由法曹団・日本国民救援会

連絡先 〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
日本国民救援会 TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840

あなたも犯人にされる！？ 代用監獄制度の恐怖

専門学校でビラを配布して逮捕された青年
東京・門屋史明さんの体験

自由を奪われた警察の留置場での生活は、苦痛以外の何ものでもありませんでした。連日、頭越しに「悪いことやったのだから謝れ」と、厳しい取調べが続きました。ときには、机をたたき怒鳴るなど威圧的であったり、ときには、フレンドリーに世間話をふってきて、口を割らせようとしたり、こちらの道徳心に訴え謝罪を迫ったり、あの手この手で供述を迫ってくるものでした。厳しい取調べでは、「何か言ったほうがいいのか」と思ったこともありました。

また、留置場での生活は、本当に非人間的なものでした。壁と金網で仕切られた一畳半ぐらいの狭い留置室で食事もトイレも就寝もすべておこないます。食事は、朝はご飯と、粉の味噌汁、昼はコッペパンにお湯、夜は簡単なおかずがつくぐらいのものを毎日食べさせられ、お風呂は、週に1、2回。夜は就寝時間をすぎても電気は消えず、留置係の警察官が、四六時中、見張っています。

やってもいない殺人事件の犯人に！

05年、再審開始決定が出された布川事件の桜井昌司さんの体験

警察の留置場（代用監獄）では、高圧的に「おまえがやったんだ」「早く自白しないと大変なことになる」と、毎日朝から晩まで一方的に責め立てられました。「私はやっていません」と答えると、「28日（犯行日）はどこにいた」、「思い出せません」、「そりゃ犯人だから当然だよ」と、堂々巡りの取調べが続きました。こうした厳しい取調べのなかで、ウソの「自白」調書が作られ、39年間もえん罪に苦しむことになりました。

警察が留置場の管理と捜査とを別にして、公正捜査と人権を保障するとか言っているのを信じる人は、一度逮捕されてみればいいのです。罵詈雑言、脅迫、暴力、あらゆる違法行為で自白を求められることを、私は自分の体験から保証します。

代用監獄が存続する限り、えん罪事件は今後もさらに作られるでしょう。代用監獄は、廃止するしかないのです。